

「ペット」を「飼う」ということ
「ちゃんと考えて！」

ペットは私たちにとって大切なパートナーであり、飼うことには責任が伴います。そのため、ペットの飼い主のモラル向上が求められています。
特に犬や猫の飼い方について、鳴き声や糞の不始末など、さまざまな近隣住民同士でのトラブルが見られます。ペットを飼うというのを一緒に考えましょう！



安易な引き取りはお断り！

平成25年9月1日に改正された『動物愛護法』により、終生飼養の原則に反する安易な飼い犬・飼い猫の引き取りができません。これにより、多岐市で実施していた飼い犬の引き取り業務も廃止しています。また、佐賀中部保健福祉事務所でも原則引き取りを行わず、新たな飼い主を探すよう取り組んでいます。
最後まで責任を持って飼養できるか、ペットを飼う前によく検討しましょう。

僕の仲間たちが飼い主の勝手な都合で、捨てられたり、処分されたりしている！
こんなこと許されない！
みなさんは、そんなことないですよね・・・。



猫を飼う	犬を飼う
<ul style="list-style-type: none"> ○ふん尿や鳴き声など、近所に迷惑をかけることがないように室内で飼いましょう ○室内飼いは、交通事故や他の猫との接触を防ぎ、病気などの感染症を防ぐこともできます ○不妊・去勢手術を行うことで、予想しない子猫の出産がなくなります。子猫を飼うことができない場合やもらい手がいない場合は手術を行いましょ 	<ul style="list-style-type: none"> ○必ず登録をしてください 飼い犬が生後91日以上になると登録が必要です ○狂犬病予防注射をしましょう 毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります ○放し飼いをしない すべての人が犬を怖がらない訳ではありません。周囲の迷惑となりますので、ひもで繋ぐか、檻・柵で囲うなど、犬が逃げないようにしてください

ペットを終生飼うための飼い主の責務があります！

- どうしても育てられない場合は・・・
 - 引き続き飼ってくれる里親を探してください。身近な人に聞くだけでなく、新聞やチラシ、インターネット、県が主催する犬と猫の譲渡会への参加や動物愛護活動をしている団体に相談するなど、あらゆる手段を尽くしてください。
- 責任を持った飼い方とは・・・
 - 飼い犬や飼い猫が子どもを産むことで困る場合は、避妊・去勢手術を行ってください。
 - 重い病気になったり、年をとったり介護が必要になったとしても最後まで家族の一員として看取ってください。自分で介護できなければ、動物病院や老犬・老猫ホームなどに相談してください。
 - 引越する場合は、家族同様にペットのことを考えて、飼育可能な物件を選ぶなど一緒に連れて行ってください。
 - 無駄吠えや咬み癖等の問題を抱えている場合は、しつけ教室に通ったり、動物病院に相談するなどして、問題を解決する方法を探してください。
- 一時的に飼えなくなった場合は・・・
 - 入院などにより一時的に飼えなくなった場合は、親戚や知人に頼るだけでなく、ペットホテル等を利用する選択肢もあります。

ペットを捨てることは犯罪です！

犬や猫など動物を捨てることは犯罪です。100万円以下の罰金に処せられます。

■問い合わせ

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117



野良猫に餌を与えない！

野良猫に餌を与えると、そこに猫が集まるようになり、近隣に迷惑をかけることとなります。
また、餌を与えている人には、そこで飼うという飼い主と同じ責任が生じます。
もし餌を与える場合は、飼い主としての自覚を持ち、周辺住民に理解されるようにしてください。また、飼い主の責任として、猫のふん尿の処理を必ず行ってください。